議案第１７号

令和９年度使用中学校教科用図書の採択について

１　令和９年度中学校で使用する教科用図書の採択について

「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」に基づき、令和８年度と同一の教科用図書を採択することが義務付けられていることから、現在使用している教科用図書と同一のものを採択することについて、令和９年度採択方針において定めている。

２　令和９年度中学校使用教科用図書の一覧

種　目	発行者の番号・略称	書　名
国語	３８　光村	国語
書写	３８　光村	中学書写
社会（地理的分野）	４６　帝国	社会科　中学生の地理　世界の姿と日本の領土
社会（歴史的分野）	１７　教出	中学社会　歴史　未来をひらく
社会（公民的分野）	１７　教出	中学社会　公民　ともに生きる
地図	４６　帝国	中学校社会科地図
数学	１７　教出	中学数学
理科	６１　啓林館	未来へひろがるサイエンス
音楽（一般）	２７　教芸	中学生の音楽
音楽（器楽合奏）	２７　教芸	中学生の器楽
美術	１１６　日文	美術
保健体育	２　東書	新編　新しい保健体育
技術・家庭（技術分野）	２　東書	新編　新しい技術・家庭　技術分野　未来を創るTechnology
技術・家庭（家庭分野）	２　東書	新編　新しい技術・家庭　家庭分野　自立と共生を目指して
英語	３８　光村	Here We Go! ENGLISH COURSE
道徳	３８　光村	中学道徳　きみがいちばんひかるとき

発行者の正式名称

２　東　書・・・	東京書籍株式会社
１７　教　出・・・	教育出版株式会社
２７　教　芸・・・	株式会社教育芸術社
３８　光　村・・・	光村図書出版株式会社
４６　帝　国・・・	株式会社帝国書院
６１　啓林館・・・	株式会社新興出版社啓林館
１１６　日　文・・・	日本文教出版株式会社

３　参考

（１）義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和３８年法律第１８２号）

（教科用図書の採択）

第１３条（略）

２　（略）

３　公立の中学校で学校教育法第７１条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は、前２項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。

（同一教科用図書を採択する期間）

第１４条　義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

（２）義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和３９年政令第１４号）

（同一教科用図書を採択する期間）

第１５条　法第１４条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間（以下この条において「採択期間」という。）は、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）附則第９条第１項に規定する教科用図書を採択する場合を除き、４年とする。